

二酸化炭素排出抑制対策指針

1 目的

この指針は、鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号。以下「条例」という。）第43条第1項の規定に基づき、二酸化炭素排出抑制対策指針について定めるものとする。

2 二酸化炭素の排出抑制の推進に関する方針

事業者は、エネルギー消費効率の高い設備の導入、使用段階での二酸化炭素排出量がより少ない製品の製造等、事業活動に伴う二酸化炭素の排出抑制の推進に関する方針を定めること。

3 二酸化炭素の排出抑制の推進に関する体制

事業者は、二酸化炭素の排出抑制の推進を図るため、定められた責任及び権限をもつ推進責任者を設置する等の推進体制を整備すること。

4 二酸化炭素排出状況の把握

事業者は、次に掲げる二酸化炭素の排出に係る活動について、二酸化炭素の排出量を算定すること。

- (1) 燃料の使用
- (2) 電気事業者から供給された電気の使用
- (3) 熱供給事業者から供給された熱の使用
- (4) 廃棄物の焼却

5 基準年度の設定

事業者は、平成25年度（以下「基準年度」という。）における二酸化炭素の排出量を算定すること。ただし、新設等により当該年度における排出量の把握が困難な場合は、排出を開始した年度又は排出量を把握し始めた年度を基準年度とすること。

6 排出抑制目標の設定

事業者は、次に掲げる点に留意して、二酸化炭素の排出を抑制する目標（以下「排出抑制目標」という。）を設定すること。

- (1) 基準年度における二酸化炭素の排出量、7により策定した排出抑制対策の内容及び抑制効果を考慮し、実現可能な排出抑制目標を設定すること。
- (2) 令和8年度を目標年度として、基準年度における二酸化炭素の排出量に対する抑制割合を数値目標として設定すること。
- (3) 排出抑制目標は、二酸化炭素の総排出量又は単位量当たりの排出量（事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する事業所の床面積、製品の製造量その他の指標に係る単位量当たりの二酸化炭素の排出量をいう。）について設定すること。

7 排出抑制対策の策定

事業者は、二酸化炭素の排出状況及び排出抑制対策の現状を踏まえ、別表第1に掲げる取組事例を参考に、効果的かつ実現可能な排出抑制対策を具体的に定めるものとし、排出抑制対策ごとに抑制割合の数値目標を設定するよう努めること。

8 排出抑制目標の達成状況の確認

事業者は、毎年、排出抑制対策の結果をまとめ、排出抑制目標の達成状況について確認を行うとともに、達成要因又は未達成要因を明らかにし、必要に応じ排出抑制対策の内容を見直すこと。

9 二酸化炭素排出抑制対策結果の報告

事業者は、毎年7月末日までに、基準年度における二酸化炭素の排出量及び排出抑制目標並びに前年度に実施した排出抑制対策の結果を、二酸化炭素排出抑制対策結果報告書（条例施行規則様式第24）により報告すること。

10 添付書類

二酸化炭素の排出量の算定根拠を二酸化炭素排出抑制対策結果報告書に添付すること。また、排出抑制対策の結果及び排出抑制目標の達成状況等の参考となる資料等があれば、二酸化炭素排出抑制対策結果報告書に添付すること。

別表第1

二酸化炭素排出抑制対策の取組事例

取組の区分	細事項	取組の事例
省エネルギー・省資源行動の実践	空調・換気	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の設定温度・湿度を適正に管理する。 ・空調の対象範囲の細分化を行い、使用していない部屋の空調は停止する。 ・外気や風を可能な限り取り入れ、空調時間を短縮する。 ・室外機の通風を確保する（設置場所・間隔の適正化、周囲に資材等を置かないなど）。 ・フィルター、温湿度センサー、コイルの掃除など点検・保守管理を実施する。 ・カーテンやブラインドなどを活用し、空調効果を高める。 ・熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラスや二重サッシ、遮熱フィルムなどの導入により、空調負荷を低減する。 ・エネルギー消費効率の高い空調設備、モーターに更新する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明を使用していない場所や時間帯は、こまめな消灯を行う。 ・反射板の清掃や照度を比較的必要としない場所の照明の間引きなどにより、最小限の照明で明るさを確保する。 ・点灯回路を見直して照明範囲を細分化し、部分消灯がしやすいようにする。 ・LED照明、高周波点灯形（Hf）蛍光灯、人感センサーによる自動点滅など、省エネルギー型の設備を導入する。
	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用しない時間帯の事務用機器（パソコン、コピー機など）の電源を切る。 ・パソコンの省エネモード設定、ディスプレイの明るさ調整を行う。 ・パソコンやコピー機を購入するときは、省エネルギー型のものを選ぶ。 ・コピー機、プリンター、ファックスなどの機能を集約化した複合機を設置し、エネルギー消費を減らす。
	熱源設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて空気比を適正化する。 ・冷温水出口温度、冷却水設定温度、循環水量を適正化する。 ・配管・バルブ類、継手類・フランジ等の断熱を強化する。 ・エネルギー消費効率の高い熱源機・給湯設備に更新する。 ・ヒートポンプシステムを導入する。 ・負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備を導入する。
	その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日など利用者の少ない時間帯に、自動販売機の消灯やエレベーターの一部停止を行う。 ・省エネ型の自動販売機やエレベーターなどの機器を導入する。 ・屋上緑化、壁面緑化を行う。 ・太陽光、風力など再生可能エネルギーを利用する。 ・電気使用設備、空調設備、換気設備、燃焼・熱利用設備、給湯設備、廃熱回収設備、コージェネレーション設備等におけるエネルギーの使用状況を把握し、統合的な省エネルギー制御を実施する。
自動車等輸送機関に対する対策		<ul style="list-style-type: none"> ・通勤や営業活動には、可能な限り徒歩や自転車、公共交通機関を活用する。 ・急発進・急加速や空ぶかしの防止、駐停車中のエンジン停止、車両のこまめな点検・整備など、エコドライブの実践を徹底する。 ・社用車の車両削減、カーシェアリング・電動車の導入を行う。 ・事業用トラックには運行記録計を装着し、時間・距離・速度の適切な運行管理を行う。 ・積載量の管理や共同輸配送、帰り荷の確保に取り組む。 ・他社との共同輸配送、モーダルシフト（幹線貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換する）、適正な配送ルートの設定など効率的な輸送を実施する。 ・WEB会議システムやテレワークの活用により、人の移動を抑制する。
工場等の製造工程における対策		<ul style="list-style-type: none"> ・製品を設計・製造する際、原料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルに至る製品のライフサイクル全体の資源・エネルギー消費量が少なくなるよう検討する。 ・製造工程の見直し・改善及び新設備の導入によって、省エネルギー化を図る。 ・製造工程で発生する廃熱・未利用エネルギーを有効利用する。
廃棄物の排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・分別ボックスを配置し、ごみの分別を徹底する。 ・通い箱（繰り返し使用する梱包材）の利用や、包装、梱包、段ボール等の削減・再使用に取り組み、納入業者には梱包材の持ち帰りを要請する。 ・IT技術などを活用したペーパーレス化を進め、コピー用紙の使用量を削減する。 ・使い捨て製品（割りばし、プラスチック製のスプーン等）の使用を抑制する。 ・食べ残し、残飯等の生ごみ、生産工程から発生する有機物系の廃棄物については可能な限り飼料化・堆肥化し、ごみの減量化、資源化を図る。 ・仕入計画の管理や見直しを徹底し、余剰品の削減に取り組む。